

議案第 77 号

東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 18 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例（令和 4 年板橋区条例第 13 号）の一部を次のように改正
する。

第 42 条第 1 項中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項
各号」に改める。

第 43 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 43 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第 24 条の 11 第
4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、
児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児
童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第
69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この
条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合
に障がい児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障がい児
と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある
環境の下で当該障がい児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認
（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要
な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 43 条の改正規定は、

令和８年１２月２５日から施行する。

（提案理由）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行等に伴い、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置に関する規定を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。